

○ 検査制度の見直しに関する中間取りまとめ(案)に対するパブコメ結果とその対応

意見番号 (参考1参照)	項目	意見の概要	意見に対する回答・対応
3	【Ⅱ現在の検査制度】	現在の発電用原子炉施設の検査制度は『溶接検査、定期検査については、規制機関が行う検査と事業者が行う検査が混在しており』としているが、発電用原子炉施設の溶接検査については、原子炉等規制法43条の3の13により、規制機関＝安全管理審査、設置者(事業者)＝溶接事業者検査と明確に区別されており、「混在」は規制機関であるNRAの誤った認識である。 このような誤った認識は「審査」と「検査」の混同によって生じたものであり、今まで実施されたNRAの誤った認識による原子炉等規制法43条の3の13の審査は、法規定に適合したものとは言えず、全ての審査をやり直す必要があると考えます。 また、このような「審査」と「検査」を混同した認識の下に進められた検査制度の見直しは、不十分であり「審査」と「検査」の認識を検討チームメンバーで統一した上で検討をやり直す必要があると考えます。 (P3II. 現在の検査制度 3. 発電用原子炉施設の検査制度)	ここでいう「混在」とは、一つの検査事項について、事業者が検査で確認するものと、規制機関が安全管理審査で確認するものがそれぞれ存在しているとの趣旨です。 したがって、御指摘のように制度が区別されていることを誤認している訳ではありません。
14	【Ⅱ現在の検査制度】	検査制度の見直しに関する検討チーム第5回会合における「検査制度の見直しに関する中間取りまとめ(案)の概要」のうち、7Pの「4. 検査制度の見直しの基本的考え方」のスライドについて、「リスク情報の活用、保安活動の実績の反映を基礎としていくものとする。」との記述にも使われ、報告書の中でも多く使われている「リスク情報の活用」「保安活動の実績の反映」との表現の意味は、IRRSの勧告にいうところの「リスク情報を活用(Risk informed)」「パフォーマンスベース(Performance based)」と原意において同じ意味と理解して良いか。 これらの概念は、端的な日本語の用語がないが、その原意においてIRRSで言う意味と等価の意味で用いることは、適確な制度設計や国際的なコミュニケーションにおいて必要な条件と考える。	御指摘の用語は、IRRSにて指摘されている用語と同じ意味を表すものとして使用しております。
11	【Ⅲ現在の制度が抱えている課題】	「現在の検査制度が抱えている課題」として、検査の手続き上の問題ばかりが挙げられているが、検査の隠ぺいによって行われた数々の事例や、検査官が不適合事例の報告を拒否した事例などをどう改善していくかということを深刻に反省して、その解決に向き合うことをしなければ、単なる作文に終わるであろう。 8月4日付「中間とりまとめ(素案)」p.11によれば、2007年9月のIRRS勧告を見送り、今回2016年1月に勧告を受けてこの見直しに至ったようであるが、このような重要な問題において、きわめて消極的かつ他律的な動きしか見られないようであれば、規制機関の姿勢として不十分である。 自発的な改善動機が必然的に起こるべき理由は過去に多数発生しているが、その一例として、過去の不祥事の一端をかいつまんで記載する。 (8ページ:Ⅲ)	今回の検査制度の見直しの検討については、本年4月のIAEAからのIRRS報告書の一つの契機としていますが、それまでに指摘されてきた検査制度に係る指摘や過去の不祥事のトラブルや事例なども勘案してきており、御指摘のような視点を持って議論を進めてきたものと考えております。
11	【Ⅲ現在の制度が抱えている課題】	検査業務の中に、規制当局と事業者の間に、プレ・インスペクション・ミーティングを緻密に行って、検査計画書の検証を緻密に行う必要がある。 プレ・インスペクション・ミーティングにおいては、机上で図面を確認するだけではなく、現場でラインチェックおよび検査箇所確認も併せて行うという作業に規制当局が立ち会うことが必要である。 規制当局は、それらの業務を遂行するに必要な専門性と人的体制を整える必要がある。 (8ページ:Ⅲ)	新たな検査制度は、事業者の保安活動全般にわたる状態を対象とすることから、検査官は、御指摘いただいている現場や資料の確認も行うこととなります。 現地の駐在検査官と本庁の専門検査官が連携して、必要な専門性と体制を整える方向で実務の詳細を検討してまいります。
12	【Ⅳ新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 理念等	「一貫した規制思想を適用する、云々」と書いてあるが、「規制思想」とは何か？さらに、「一貫した規制思想」あるいは「一貫しない規制思想」とは、どのような事例を指すのか？ (13ページ:Ⅳ)	新たな検査制度における規制の基本理念として、以下を掲げています。 ・事業者の主体的・継続的な安全性向上への取組等による、より高い安全水準の実現 ・事業者責任を明確にした体系整備と、規制機関が行う確認の体系整備 また、規制の運用方針として、透明性・予見性の確保とそのためリスク情報の活用と事業者の保安活動による安全確保の実績の反映を挙げております。
14	【Ⅳ新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 理念等	検査制度の見直しに関する検討チーム第5回会合における「検査制度の見直しに関する中間取りまとめ(案)の概要」のうち、7Pの「4. 検査制度の見直しの基本的考え方」のスライドは、報告書「検査制度の見直しに関する中間取りまとめ」の中に取り込んでおくべきと考える。例えば、「Ⅳ. 新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方」の章の末尾に、当該スライドを図として添付する等。	御指摘いただきました当該図については、Ⅳ章の中に追加することとします。

意見番号 (参考1参照)	項目	意見の概要	意見に対する回答・対応
17	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 理念等	今回の見直しにあたっては、規制者と事業者が共通認識の下に進めることが重要であることから、IRRSの指摘を明確に記載すべきと考える。例えば、P13「IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方」の第1パラグラフの最後、または、P17「2.新たな監視・評価の仕組み」の導入の先頭に、「効率的で、パフォーマンスの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行う必要がある」という主旨を追記することで、今後共通認識をもって検討が進められると考える。	IRRSの指摘事項につきましては、Ⅲ内で明示されております。また、御指摘の追加すべき趣旨についても、Ⅳの3.等に明記されていると考えております。
2	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 1.	「監視・評価の結果、、、必要に応じ柔軟に行政上の措置を講じる、、、」の表記において、「柔軟」ではなく、「適切」もしくは「言葉なし」と表現した方が良い。原文では、行政上の措置が柔軟と受け止められる可能性がある。(P13:1.)	ここでいう「柔軟」とは、現在の検査制度にある規範的な行政措置と区別するために用いた言葉ですが、行政上の措置に適切性が求められることは御指摘のとおりです。 規範的な検査制度、すなわち、規制機関が規制要求を直接に確認する検査では、事業者はその要求(予め決められた検査に合格すること等)を満足さえすればよいという考えに陥りやすいことから、新たな検査制度においては検査の対象や気づきの事項があった際の対応の手法に柔軟性を持たせ、事業者の保安活動の改善を促進することにより安全性向上を図ることが、適切な対応を図ることになると認識しています。 なお、検査制度における柔軟性をもったプロセスの必要性については、IRRSで提言を受けております。 以上を踏まえ「柔軟かつ適切な」と表現を改めます。
12	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 1.	「一義的責任が事業者にあることを徹底し、云々」とあるが、規制機関の役割は何か。また、規制機関はどのような責任を負うのか。この文面では、規制機関の役割が従来より減って行くという方向だけに読める。また、規制機関の責任については何も触れていない。(13ページ:Ⅳの1.)	新たな検査制度において、規制機関は、以下の役割と責任があるものと明確にしています。 ・規制要求としての基準等の設定 ・段階規制における節目での規制要求への適合状況の確認 ・供用開始後は、事業者の保安活動全般を監視・評価し、不十分な点を確認した際には、行政上の措置を実施
23	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 1.	規制機関が直接基準適合性を確認していた検査などを、事業者にさせるのでは、きちんと確認ができていないか保証がありません。	新たな検査制度では、規制機関が基準への適合性の確認を行わなくなるわけではありません。供用開始前の段階的規制として、規制機関による基準への適合性の確認を経なければ次の工程へ進めないとする仕組みを継続するとともに、事業者の行う保安活動全般を確認するプロセスの中で基準への適合性の確認を行います。
27	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 1.	原子炉を起動したばかりの発電所で、変圧器の保護機器が原因で停止した事象(①)があった。同機は数日前に一次冷却水の漏洩(②)も起こしている。点検、検査を終えたばかりのはずの原発でこのような事故が起こることに不信と疑念を抱かざるを得ない。この事例は本件取りまとめ案において、どの課題に当たり、また、このような事故が起こらないようにするために監視・評価をどのように改めようと考えたのか具体的に説明するよう求める。	新たな検査制度は、事業者の保安活動全般にわたる状態を対象とすることから、御指摘の事例のような、予め定められた検査種類、時期、範囲、項目等について実施する規範的な検査では確認が難しい事象についても監視・評価を行い、その安全上の重要性を踏まえ、必要に応じ、対応を求めることとなります。
28	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】	過去に東京電力が、検査技術者にトラブルの隠蔽を指示するなど組織的に検査におけるトラブル隠しを行っており、また、その内部告発を受けた旧通産省は、告発者の氏名を東京電力に知らせたため、証拠保全に支障をきたすといった事件が起きている。このような事件を二度と起こさないため、事業者側、規制側、双方への罰則の強化を強く求める。 事業者に対しては、トラブル隠し等の不正があった場合、許可の取り消しも可能とする厳しいものとする。その場合、廃棄物処理法における許可の取り消しのように、取り消し処分があった場合、5年間は許可の申請ができないようにすること。	事業者の隠蔽や虚偽等への罰則については、今後、詳細に検討してまいりますので、その際には、いただきました御指摘について考慮いたします。
12	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 1.(透明性)	「事業者の活動状況の透明性」というのは、規制機関に対してか、それとも国民に対してか？ 現状では、保安検査活動も検査報告書も公開されていない。それがどのように改善されるのか？ 事業者側の検査者(具体的には元請会社の検査者かも知れない。そのときは、直接検査者や事業者の監督者)の署名捺印、日付、および規制機関の立会者の署名捺印、日付が入った検査報告書がインターネット上で公開されるべきである。 (14ページ:Ⅳの1.)	中間取りまとめ(案)での透明性は、規制機関及び国民のそれぞれに対するものを意味しており、具体的な情報共有、情報公開の詳細については、今後、検討してまいります。 なお、原子炉等規制法に基づく検査の結果については、事業者からの申請書、報告書等を、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、原則として公開することとしていますが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の不開示情報に該当すると考えられる情報については、公開していません。

意見番号 (参考1参照)	項目	意見の概要	意見に対する回答・対応
8-2	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 1. (罰則)	IV. 新たな…考え方 1. 事業者の取り組み 2. 規制機関の役割 基準適合確認の移管、p.13~14 許認可または規制基準への適合確認を事業者に移管しても安全性が保たれるための方法として、罰則が挙げられていますが、具体的にはどのような罰則が考えられるのか？ 単なる是正処置を施すまでの運転不許可でなく、例えばこの先何か月の再申請禁止(実質的な運転不許可)等踏み込んだ罰則であれば、これまでの規制機関による検査よりも不適合に対する抑止効果は高まるものと考えられる。 (13~14ページ:IV 1. 2.)	新たな検査制度における罰則の体系については、今後、法案を検討する段階で、他の罰則との関係なども踏まえつつ、その詳細を検討してまいります。
8-1	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 2.	許認可または規制基準への適合確認を事業者の責任で行い、規制機関は節目となる段階で要件の確認を行うとのことだが、使用前検査は、事業者による検査後に規制機関が要件を確認するという形に変更となると考えて良いか。 これまでの見直し案の検査方法で、具体的に作業が変わる部分はどのような部分かが記載された内容からは読み取れない。 また、事業者での検査が規制機関での検査に劣らないと言う事をどの様にして担保するのか？	現在、規制機関が実施している使用前検査については、事業者が検査を実施し、規制機関がこれに立ち会ったり、記録を確認したりすることにより、規制機関が検査結果の適切性、妥当性を確認するという形を考えております。 また、事業者が行うこととなる検査については、従来規制機関が行ってきた内容などを検査の要領等として明確にして義務付けることとしており、検査の質が低下することはないものと認識しております。 なお、事業者が行うこととなる検査のより詳細な内容につきましては、今後、検討してまいります。
8-1	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 2.	これまでの使用前検査で事業者が事前確認した状態に対し、規制機関による指摘は1回の検査に対して何件くらいあったのでしょうか？もしこれまで、一定数の指摘があったなら、今後の規制機関の要件確認はこれまでの水準より落とす事はできないと考えます。 具体的に、規制機関の要件確認において、どこまで立会いでどこまで記録確認か等を定める事はしないのか？	これまでの使用前検査では、検査に合格して初めてその機器が使用(若しくは次の工程に進む)されることとなります。すなわち、検査において指摘事項があれば、次の工程に進むためには、それが是正される必要があります。 新たな検査制度では、事業者が主体となって検査を実施しますが、規制機関がこれに立ち会ったり、記録を確認したりすることにより、規制機関が検査結果の適切性、妥当性を確認し、問題がある場合は、次の工程へ進むことができまないので、これまでの水準を下回ることはないと考えております。
8-1	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 2.	見直し案により、基準への適合性確認の責任が規制機関から事業者に移ったとして、節目の段階規制で規制機関も不適合を見落としてしまった場合、規制機関にはその責任も無いのでしょうか？仮に無いとした場合、規制機関の責任とは何でしょうか？	仮に事業者が行った検査の結果が不適切であるにもかかわらず、節目の確認を行った上で規制機関が次工程へ移行することを認めたような場合は、規制機関として判断の適切性に関する責任が問われると認識しております。
25	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 3. (リスク情報活用等)	規制機関と事業者の責任体系の明確化、リスクインフォームドとパフォーマンスベースの考え方を取り入れた新たな監視・評価の仕組みの導入など、検査制度の見直しにあたっては、原子力施設の安全確保に一義的責任を担う事業者とそこで働く者の主体的かつ継続的な安全性向上に向けた取組みがより一層促され、わが国の原子力安全の更なる向上に寄与するものでなければならない。	頂いた御指摘は、今回の見直しの基本的考え方の中核であり、それが実現される制度を、今後、詳細に検討してまいります。
8-1	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 3. (透明性)	許認可または規制基準への適合確認を事業者に移管しても安全性が保たれるためには、透明性を確保する必要があることが記載されていますが、具体的には検査結果の一般への公表、パブコメ募集等、一般の意見が適切に反映される必要が有ると考えます。使用前検査等についても結果を公表し、パブコメを募集する事として下さい。 また、透明性確保の一環として、事業者による責任のルール化見える化が必要であり、具体的には検査に対する運用マニュアルの作成、公開が必要と考えます。 これらの情報公開やそれに対する意見の反映は規制機関の責任であり、十分でない場合、罰則も設けることが必要と考えます。 (13~15ページIV)	検査結果を含め規制の実施状況等に係る情報は、基本的に公開する方針で検討してまいります。 検査結果に対するパブリックコメントの実施等については、当該結果に係る規制上の判断の性格等を踏まえ、決定されるものと考えております。 なお、検査に関するマニュアル等については、透明性、予見性を高める視点から公開する方向で検討してまいります。 「罰則も設けることが必要」との御指摘については、その趣旨が不明ですが、規制機関に対する罰則の設定ということであれば、一般的な行政機関の規律の枠組みに関するものであり、今回の検査制度の見直しに係る検討の対象ではありません。
12	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 3. (透明性)	①「組織内外、被規制者との間で十分なコミュニケーション」とあるのは、市民とのコミュニケーションを含むのか？ ②「積極的な情報公開と幅広い意見交換」というのは、市民との間の行為を指すのか？ (15ページ:IVの3.)	①ここでのコミュニケーションは、規制機関と被規制者及び広く国民の皆様との間を指しております。 ②ここでの情報公開及び意見交換は、広く国民の皆様を含めております。

意見番号 (参考1参照)	項目	意見の概要	意見に対する回答・対応
25	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 3. (透明性)	規制機関は、原子力規制に対する国民の理解と信頼を得る観点から、検査制度の見直しに係る基本的な考え方や規制機関が実施する行為とその結果を踏まえた行政上の措置等について、立地自治体や立地地域の皆様をはじめとした国民各層に対し、十分かつ丁寧な説明を尽くすべきである。	本検討については、原子力規制委員会ホームページ上にて、youtubeによる検討の中継や資料、議事録の掲載、本パブコメの実施等、国民の皆様への情報提供やご意見の募集等を行っております。 また、立地地域の皆様を含めた国民に対し、要請に基づく皆様への説明の機会等を通じて、分かりやすい説明を行っていきたくと考えております。
24	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】	次のような対応が特に重要と考える。 (1)パイロットプログラムでの十分な試運用。 (2)リスク情報活用/パフォーマンスデータベースの準備状況に応じた段階的な導入。 (3)運用時の透明性/予見性確保の観点から、規制機関と事業者間のコミュニケーションの充実。 (4)検査の判断プロセス/基準・運用マニュアルの整備とともに、現場検査官の力量の維持・向上に努めることで、安全規制の統合性を高め、恣意的判断が排除されること。 (5)今回の検査制度見直しが、より高い安全確保の水準を目指した活動であることの国民理解促進を図ること。 (4章、6章)	(1)試運用に関しては、今後、詳細に検討してまいります。 (2)PRA等リスク情報の活用については、事業者と規制機関の間で検討・調整を行い、その準備状況に応じた導入を考えております。プラントのパフォーマンスについても、指標の検討を含め、試運用時のデータも加味しながら、継続的に検討してまいります。 (3)これまでどおり、検査制度の見直しに関する検討チームの会合等への出席、原子力規制委員会ホームページ上での検討状況の公表、資料・議事録の掲載、事業者との各種面談等により、双方向のコミュニケーションを継続していきたくと考えております。 (4)検査官として必要となる力量の維持・向上については、検査官を育成するための研修や能力の確認の仕組み等を、今後、詳細に検討してまいります。 (5)検討状況に係る情報については、原子力規制委員会ホームページ上で公開してまいります。
24	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】 【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】	今回の検査制度見直しの検討においても、米国における制度見直し・改善の歴史から得られる留意点・懸念点を把握し、国内運用の際に以下のような点を考慮した検討をしておくことが重要であると考えます。 a. リスクを確率で議論する文化が浸透していない日本において、リスク情報を活用した監視・評価プロセスに対する国民理解のための取り組み。 b. ROP概念を規制機関と事業者の双方で十分把握し、理解の共有ができていなければ、監視・評価作業が膨大になり、安全性向上活動に支障をきたす可能性があること。 (4章、6章)	a. リスク情報の活用も含め、各種検討状況についての情報を原子力規制委員会ホームページ上で公開してまいります。 b. 事業者の会合への参加、各種面談等により、密にコミュニケーションをとっていきよう努めてまいります。
25	【IV新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方】	検査制度が見直されることによって、制度運用の実務を担う現場第一線の労働環境に悪影響が生じるのではないよう十分留意されるとともに、放射線下労働の被ばく低減をはじめ、働く者の労働安全衛生が確保されることが大前提でなければならない。 (P13～15)	新たな検査制度の運用において、現場におけるこれまでの検査や作業が大きく変化して被ばく等に影響が生じることはないと考えております。

意見番号 (参考1参照)	項目	意見の概要	意見に対する回答・対応
5	【V法律により構築すべき新たな枠組み】 1.	<p>中間取りまとめ(案)p16記載の「事業者の一義的責任の徹底」に対する意見</p> <p>溶接に対する事業者の一義的責任は設置する溶接構造物に対して求められるものであり、溶接施工工場(発電用原子炉施設の場合は溶接施工工場)に帰属する溶接の方法(溶接士の技能を含む)については、下記理由のとおり核燃料施設等及び発電用原子炉施設とも国認可または公的機関認証とすることを要望いたします。(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接の方法、溶接士の技能に対する溶接検査としては、(1)新規に取得する場合 (2)取得した溶接の方法、溶接士の技能を溶接構造物に適用して溶接する場合の二つがある。 ・この内(1)で新規に取得した溶接の方法、溶接士の技能は溶接施工工場に帰属し、不特定多数の事業者向けの溶接構造物に適用するため、溶接施工工場が維持・管理しているものであり、不特定多数の事業者が維持・管理するものではない。 ・事業者の一義的責任については、(2)の溶接の方法、溶接士の技能を溶接構造物に適用する際に実施する溶接検査にて担保される。 ・溶接士の技能については、(2)による溶接検査において、ボイラー及び压力容器安全規則 第104条に基づき都道府県労働局長から免許が与えられた溶接士、日本溶接協会の評価試験に合格した溶接士等の公的機関による溶接士の技能資格を取得した溶接士による溶接実施が認められている。 ・また、同様に規制機関が実施する検査で公的機関による資格の適用が認められているものとして、核燃料施設に対する検査や発電用原子炉施設に対する使用前検査の検査項目の一つである非破壊検査の際の日本非破壊検査協会が認証した非破壊試験技術者資格がある。 ・核燃料施設等及び発電用原子炉施設を運用する不特定多数の事業者の溶接構造物に適用する溶接の方法、溶接士の技能は、溶接施工工場が取得した公的機関の認証による資格とすることが事業者の関与がない客観性を有した最も適切な方法である。 ・以上のことから(1)の新規に取得する場合の溶接の方法、溶接士の技能については、核燃料施設等及び発電用原子炉施設とも国認可または公的機関認証とすることが最も適切な方法である。 <p>(V. 法律により構築すべき新たな枠組み1.(2))</p>	<p>今回の検討の基本的考え方である「事業者の一義的責任の徹底」における「事業者」は原子力事業者であり、「一義的責任」は当該原子力事業者が設置、運用する原子力施設の安全確保に係る責任であり、溶接構造物に対する溶接事業者の責任ではありません。</p> <p>原子力事業者は原子力施設に係る一義的責任の一環として、溶接構造物の基準適合性等の確保について責任を有していることから、事業者の一義的責任の徹底として、溶接方法の認可の取得、溶接検査の実施について、原子力事業者に対する義務付けに変更することとするものです。</p>
8-2	【V法律により構築すべき新たな枠組み】 1.	<p>輸入燃料、輸入溶接品の今後の取扱いはどのようになるのでしょうか。</p> <p>また、燃料体の設計、溶接方法の型式認証について記載されていますが、設計、方法を型式ごとに認定したとしても、できたものが規定された通りにできているかの検査は必要と考えます。</p> <p>(16～17ページ: Vの1.)</p>	<p>輸入燃料体及び輸入溶接品については、新たな制度の下で、原子力事業者が燃料体検査や溶接の検査においてその設計や設備の状況等を確認することとしております。</p> <p>御指摘の燃料体、溶接に係る設計認証については、現在制度化されているものではありませんが、御指摘のとおり、認証された設計どおりに製造、設置されていることについては使用前検査の対象となるべきものと考えております。</p>
5	【V法律により構築すべき新たな枠組み】 2.	<p>中間取りまとめ(案)p17記載の「ただし書」に対する意見</p> <p>2. 新たな監視・評価の仕組みの導入説明の記述で【事業者の体制等を確認している検査等】として以下4件を列記しているが、溶接安全管理審査の()内でただし書きしている「5. 3で記述している確認として扱うもの。」とはどこの記述を示すのか不明である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接安全管理審査(第43条の3の13第3項)(ただし、5. 3で記述している確認として扱うもの。) ・定期安全管理審査(第43条の3の16第4項) ・保安検査(第43条の3の24第5項、第22条第5項等) ・核物質防護検査(第43) 	<p>誤記であり、以下のとおり修正をいたします。</p> <p>【V. 3に記述する確認として行われる内容もある。】</p>
6	【V法律により構築すべき新たな枠組み】 2.	<p>今後の溶接安全管理審査及び溶接検査の見直しにあたっては、平成28年7月13日に開催された経済産業省産業構造審議会 保安分科会 電力安全小委員会(第13回)での「発電用火力設備に係る安全管理検査制度の見直しの検討状況も踏まえた検討をお願いしたい。</p>	<p>頂きました電力安全小委員会の情報につきましても、参考とさせていただきますながら、引き続き、本検査制度の見直しに関して、詳細に検討してまいります。</p>

意見番号 (参考1参照)	項目	意見の概要	意見に対する回答・対応
8-2	【V法律により構築すべき新たな枠組み】 2.	規制機関の職員はいつでも、立入、書類等の検査、質問、試料の要求ができる旨の記載が有るが、IAEAから指摘を受けている「フリーアクセスの法的規定」がなされると言う理解よいか。 また、エスコートフリーについての法的扱いも同様か。 (17～18ページ: Vの2.)	御指摘の部分は、IAEAの指摘にあるフリーアクセスに対応する部分です。 なお、事業者の同行を必要としないで行動できるエスコートフリーは、フリーアクセスを具体化する手法の一つであり、すべての場合にエスコートフリーが必要となるものではないと考えております。
10	【V法律により構築すべき新たな枠組み】 4.	IAEAより指摘の有った不十分な運転性能の場合でも停止する権限を有することになるのか。 同様にIAEAの指摘である、文書化された権限を執行する方針を定義しているのか。 現場での検査官に必要な是正指示権限を与えることになるのか。 また、重大な安全違反に対しては停止命令権限を与えることになるのか。 (18～19ページ: Vの4.)	原子力規制委員会は、従来から、規制基準等に適合していない施設の使用停止等の法的権限を有していますが、新たな検査制度においては、こうした措置を実施する判断を行うプロセスや基準を明確にする方針としており、その内容は、今後、詳細に検討してまいります。 事業者に対する指示や命令は、あくまでも原子力規制委員会の権限で行うものですが、その実務的な判断をどのレベルで行うかについては、事案の重要性や緊急性などを考慮して、今後詳細に検討してまいります。
10	【V法律により構築すべき新たな枠組み】 4.	規制機関担当者の権限強化により贈収賄が横行しない様、監視体制強化や最長赴任期間の設定等を実施する必要が有ると考える。 また、検査官の権限が大きくなるに従って検査官の意識が相当程度重要になる。規制機関は検査官に対する研修の中で、福島第一原子力発電所での実地研修ならびに、福島第一原子力発電所事故の被災者との直接の対話を必修とする様、検討してほしい。 (18～19ページ: Vの4.)	規制機関の職員の倫理の保持については、検査制度の見直しの有無にかかわらず、継続的に取り組むべき課題であり、研修や意識啓発などを行うとともに、日常的な指導にも配慮しているところです。検査官の研修については、職業倫理や東京電力福島第一原子力発電所における研修なども取り入れ、意識の高い職員の育成に努めてまいります。
10	【V法律により構築すべき新たな枠組み】 4.	検査官によりバラつきが出ることはやむを得ないが、それを適正な範囲内に収めることは規制機関の責任として必要と考える。具体的には、下記の例が挙げられる。 1)検査官の研修、能力検定を実施する。 2)単独での検査でなく、複数で検査に当たる。 3)検査の結果を本部で収集し、必要に応じ、さかのぼって是正する。 4)検査の結果を一般に公開する。また、意見募集する。 また、検査官による一定のバラつきが生じて安全側に判断できる方針、指標等が必要と考えます。例えば、重大な不適合の疑いが有り停止の上検査させたが、結果としてその様な不適合がなかったとしても、検査官の責任とせず、疑いを払拭できなかった事業者の責任とする等。 (18～19ページ: Vの4.)	検査官の能力向上や検査の実施手法については、御指摘のようなばらつきが大きくなり、今後、具体的な内容を検討してまいります。その際、例として挙げられた項目を参考とさせていただきます。また、意思決定のプロセス等については、重要な判断は検査官単独ではなく組織的検討を要するようにするなど、今後、その詳細を検討してまいります。
10	【V法律により構築すべき新たな枠組み】 4.	規制を遵守しないことにより不当な利益を算定することの実現可能性が低く、停止命令が経済的制裁の効果を有するため、課徴金制度は適当でないとしていますが、規制を遵守せずに動かそうとした場合はその通りですが、既に規制を遵守せずに発電し得た利益については課徴金として納付する必要があると考える。 具体的な利益の算定は、原発の発電割合と売電の売上の積で概ね求まると考え、アメリカで課徴金制度が有るのなら算定基準が有るはず。つまり、算定は可能/不可能で言うところであり、その厳密性を問題にしているのであれば、算定方法が明確で一定の根拠があれば厳密に利益と一致する必要は無く、罰則として成り立つと考えます。 また、事故時には、事業者の賠償金額に上限が設けられており、これを超えた部分は国民が税金として負担しています。これはすなわち罰則を軽減していることに他ならず、本来は返済に時間がかかろうとも事業者が上限無く負担すべきです。現実問題として上限を設置せざるを得ないなら、なおさら、事故が起こらぬ様に規則を遵守しない場合の罰則は厳しくあるべきです。 (19ページ: Vの4.)	我が国の課徴金制度の考え方を念頭に置いた場合には、規制を遵守しなかったことと得られた利益との関係が明確でないために徴収する金額を算定することが困難であることや、米国の課徴金の金額は得られた利益の大小にかかわらず算出されることとなっていることなどを踏まえ、課徴金制度の適用は適当でないと考えております。 なお、事故時の賠償金額と罰則の軽重とは、直接に関係するものではないと認識しております。
22	【V法律により構築すべき新たな枠組み】 4.	行政上の措置の整備について、核燃料物質等の使用者に対して保安上必要な措置の命令を設けることとしているが、使用施設における当該措置命令の対象は、法第57条第1項等に適合していない場合として、法第53条第2号に適合していない場合は措置命令の対象外とすべきと考える。 法第53条第2号を措置命令の対象とすることは新規規制基準への適合を求めることであり、法令上、使用施設については新規規制基準のバックフィットを求めていることと相いれない。(P19: Vの4.)	発電用原子炉施設と使用施設では必要とされる措置や規制の要求内容も異なることから、現在求められている措置の範囲で命令を手当てする方向で検討してまいります。

意見番号 (参考1参照)	項目	意見の概要	意見に対する回答・対応
2	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】	「従来の検査手法を使って検査を行う」や「施設検査の再検査」等のオプションがあり得ると考える。トーンダウンにならない程度に加筆してはどうか。	新たな検査制度は、事業者の行う保安活動全般にわたる状態を対象に監視・評価を行うこととしており、事業者の主体的責任の下で実施される事業者検査もその対象に含まれることになります。御指摘の「従来の検査手法を使って検査を行う」や「施設検査の再検査」等のオプションについては、事業者検査の実施に係るものであり、行政上の措置とは異なるものと考えております。
18	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】	研究開発段階炉、試験研究炉、再処理施設、使用施設、加工施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設について、運用に向けて詳細を定める事項が施設によって異なると思われる。そのため、P20「IV新たな制度の運用に向けて…」の項目において、「規制区分や施設の状況に応じた検査制度の検討」を追記することで、より明確になると考える。	p.20の2行目「ためには、」の後に「規制区分や施設の状況を踏まえつつ、」を挿入するよう修正いたします。
21	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】	米国のROPは発電用原子炉施設を対象としており、研究開発段階炉、試験研究炉、再処理施設、使用施設、加工施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設については、規制区分や施設の状況に応じた手法(パフォーマンススペース)の検討が必要と考える。中間取りまとめの内容は、発電用原子炉を対象とした項目が多く、これ以外の施設の検査制度については、事業者としても制度設計、ガイドの整備、試運用等に協力していきたいことから、規制庁における当該原子炉施設における検討状況等、意見交換を実施したい。	IAEA 安全基準、米国のROP 等の海外事例を踏まえて制度を整備するとともに、原子力施設の特徴やリスクの大きさなどを考慮しつつ、一貫した規制思想を適用することを基本としております。また、発電用原子炉施設以外の詳細検討についても、これまでどおり、事業者等への参加の呼びかけや事前の面談等を実施し、許認可取得者に対する情報の共有、情報交換を行ってまいります。
16	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 1.	P17 2.に記載の「許可・指定申請書の記載事項として明確に位置づける」について、P20以降の新たな制度の運用に向けて詳細を定める事項として記載してはどうか。例えば、設置変更許可書に品質保証計画書を添付することになるのか、また、添付する場合は設置許可審査事項となるのかなどについても検討が必要と考える。	本検討チームの議論においては、品質保証活動が許可、指定の段階から行われる重要な保安活動であるとの認識から、記載事項として位置付けることを求めることとありますが、その具体的な形式、内容については、p.20のIV. 1. (1)の明確化すべき事項として検討してまいります。
20	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 1.	機器据付後から長期にわたり建設段階にある施設について、その間、運転状態を含む性能試験、燃料交換、設備保全を行う施設が存在する。運転段階においては、定期事業者検査や施設定期検査によって定期的に技術基準に適合していることが確認されるが、建設段階では、使用前検査のみである。このように建設段階が長期にわたる場合における、定期的な技術基準適合の確認方法と時期、監視・評価の仕組みについて検討し、法律において明確にしてはどうか。	今回の制度見直しにおいては、新たに建設段階における品質管理や設備管理等の保安活動の実施状況等についても、監視・評価の対象とすることとしておりますので、この一環として継続的に必要な確認を行うことが可能になると考えております。
9	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 2.	リスク情報の活用とは具体的に何を、どう安全に寄与するのか？ 例えばリスクが許容値ギリギリの項目を抽出し優先して改善することを想定しているのか？具体例を挙げて説明をお願いしたい。 なお、リスクを背負うのは国民であり、そのリスクを許容できるかどうかを決めるのも国民であるべき。従って、リスク情報の活用と言うなら、まずリスクの算定式とその根拠(特に発生確率の具体的な根拠)、事業者が国民に許容を求めるときい値(定量的安全目標?)を国民に公表する必要があると考える。 具体的には確率論的リスク評価を用いることと思うが、これらの計算根拠が正しくなければ、その確率には意味がない。このため、確率計算の根拠となる事象は全て公表し、また最悪ケースを適用する必要があると考える。 このことを踏まえ、まずは稼働中の原発についての確率論的リスク評価を見直し、許容目標値と共に公表して欲しい。 (20ページ: VIの2. (2))	リスク情報の活用とは、用語集に示したとおり事業者の保安活動や規制機関の規制活動において、安全への影響度等を考慮して着目すべき項目等を見出し、より良い活動としていくことです。新たな検査制度においては、リスク情報の活用の一環として、確率論的リスク評価も活用する方針ですが、その具体的な手法や技術的な情報の公開については、今後詳細に検討してまいります。 なお、御指摘にあるような、確率論的リスク評価から得られた確率値を予め判断基準として定めた確率値と比較し、その大小により意思決定を行う考え方は、「リスクベース」の規制と呼ばれるものであり、国際的に広く採用されている考え方ではないと理解しております。
9	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 2.	保安活動の実績の反映とは具体的にどうかか。 事業者の保安活動の状況に応じて、罰則を科したり、検査を緩めたりということか。 規制機関は事業者自らの是正処置に対して内容を精査し、さらに深い問題が隠れていないか、または隠されていないかを確認する必要があると考える。また、事業者が保安活動の質を高めれば規制も緩めるが、改善がないなら厳しくし、その分手数料も増やすならば、そのしきい値、判断基準をどこに持つてくるかが運用の要であり、これを公表する必要があると考える。 PI(安全実績指標)は、事実を元に指標としているので、是非完全に公表すべきと考えます。 (21ページ: VIの2. (2))	安全確保の実績の反映のことであり、IX. 用語集にありますとおり、事業者の保安活動により達成された安全確保の状況を示す実績のデータを基に、安全確保上の潜在的な要因の推定などの評価を行い、着目すべき項目等を見いだすことである。事業者の保安活動や規制機関の規制活動がより良いものとなるよう反映することです。 用語を統一して趣旨を明確にするため、当該指摘箇所を「安全確保の実績の反映」に修正いたします。 規制機関による事業者の保安活動に対する監視手法や規制判断の基準、PIIについては公表する方針でその詳細を検討してまいります。

意見番号 (参考1参照)	項目	意見の概要	意見に対する回答・対応
25	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 2. 及び3.	新たな監視・評価の仕組みでは、従前よりも検査官の法的権限が強くなることから、仮に検査官の主観的あるいは恣意的な判断がなされると、現場の混乱やモチベーションの低下につながり、かえって原子力安全が低下するおそれがある。 監視・評価の仕組みの詳細設計にあたっては、運用プロセスや判断基準等についての妥当性と一貫性を確保するため、事業者との相互の信頼関係の下、緊密かつ継続的なコミュニケーションを充実させ、文書化・体系化により明確化を図るとともに、それらを公開し、規制機関と事業者間の共通認識の醸成に努めるべきである。 (20ページ: VIの2. 3.)	できる限り検査官により判断にばらつきが大きくなるような監視がなされるよう、検査官に必要な力量が付与される研修を行うとともに、運用のためのガイド等を作成・公開してまいります。 また、本庁と各サイトに常駐する検査官とのコミュニケーションを密にすることで、できる限り検査結果等がサイト毎に偏りを生じないような実務環境を整備し、同時に事業者との共通認識の醸成にも努めてまいります。
7	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 3.	事業者の提出したデータ・資料他に改ざん、隠蔽、ねつ造等があった場合があった場合は、罪行為であり、単に手数料の増額といったレベルの問題ではなく、刑事罰を負うべきと考える。 なお、「金融商品取引法」では、内部監査を不適切に行った場合、その企業の責任者に刑事罰が科せられると規定されている。今までの事業者の姿勢を見る限り、本検査制度でも、そのレベルの規定が必要であると考えられる。 (P21: VI詳細を定めるべき事項3. 行政上の措置の効果的な適用に関する事項)	原子炉等規制法においては、例えば、記録や報告に虚偽がある場合の罰則が規定されているほか、法人に対する刑罰の併科も規定されております。
24	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 3.	米国での成功事例を踏まえ、米国と同様に優秀なプラントの効率的運用につながる仕組みを導入し、事業者の自主的な安全性向上への取り組みを促進する制度設計とすることが重要と考える。 例えば、将来的に運転期間中にも保全(オンラインメンテナンス)の実施が可能ないように配慮することにより、事業者の積極的な安全性向上への取り組みを促進することができる。と考える。 (21ページ: VIの3.)	事業者が自ら発見し、是正している場合は規制による事後の監視の程度を合理化するなど、事業者が主体的、継続的に安全性向上に取り組むことを促す制度設計となることも考慮して、今後、詳細に検討してまいります。 なお、御意見中の「運転期間中にも保全(オンラインメンテナンス)の実施が可能ないように配慮する」については、事業者の自主的な安全性向上への取り組みを促進する制度設計とは異なるものと認識しております。
9	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 4.	事業所間でお互いに訪問しチェックしあうピアレビューは、守秘義務の観点から情報公開には考慮が必要と思われませんが、一般に対してもできる範囲で公開すべき。 (21ページ: VIの4. (2))	事業者が自主的に行うピアレビューに関する情報の規制機関への開示、規制機関に開示された内容の公開については、今後、その範囲や手法などについて検討してまいります。
25	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 4.	効果的かつ実効的に原子力の安全性向上に資する仕組みとしていくため、準備段階からの事業者及び原子力施設の現場との継続的なコミュニケーションやパイロットプラントでの試運用を通じて、その効果を適切に評価・分析し、不断の検証を行いながら現場実態に即した継続的な改善に取り組むべきである。 (21ページ: VI4.)	「Ⅷ今後のスケジュール」の本検討チームにおいて詳細について具体化すべき事項の中で、実効ある制度運用のために、制度の体系・運用の継続的改善を行っていくことについて記載しております。 今後、いただいた御指摘も踏まえ、継続的な改善の仕組みと合わせて検討してまいります。
1	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 5.	検査官が脅威者になる恐れがある。 事業者には、内部脅威者対策を実施するように規則改正が行われているが、検査官は対象外である。 公務員は脅威者にならない根拠はなにか。 現行はどのような理由で脅威者ではないと判断しているのか。	御指摘の検査官が脅威とならないような確認を必要とする点につきましては、核物質防護等の観点から、本検査制度の見直しとは別に検討しております。
4	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 5.	検査を行う人間がすべて2、3年で異動する役人に、しっかりと検査ができるか疑問である。 過去に国の代わりに検査を行っていた発電技研や原安技センター、JNESといった検査を専門に行う人材がない組織でどのように検査官を育成していくか、この検査制度の見直しの最終報告時に報告してほしい。	検査官の能力向上と育成については、検査に必要な力量が付与されるような研修体系とその習得状況を確認する仕組みを構築することとしています。 なお、検査に携わる職員の異動ローテーションの長期化や専門的知見が活用できる人事異動に配慮するとともに、JNESは原子力規制庁に統合されており、検査を専門に行う人材も確保しております。
13	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 5.	検査部門は、規制部門と分けて、独立に意思決定し、技術系職員が検査書類を公表し、説明する権限を持つように改めるべきである。 (21～22ページ: VIの4.、5.)	新たな検査制度が円滑かつ実効的に実施できるような組織体制については、今後、詳細に検討してまいります。
13	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 5.	現場の検査官を大幅に増やし、その権限を大きくし、現場への自由アクセス、エスコートなしの立ち入り、修正・再検査の命令権限を大幅に拡充して、納得のいく仕事環境を与えるべきである。 (22ページ: VIの5.)	検査官の権限、責任やフリーアクセスの具体的手法等については、今後、詳細に検討してまいります。

意見番号 (参考1参照)	項目	意見の概要	意見に対する回答・対応
13	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 5.	トラブル原因究明に対する規制庁検査官の関与を業務に加え、被ばく環境での業務が増えることに伴う人員の拡充を大幅に行うべきである。 (22ページ: VIの5.)	新たな検査制度においては、事業者のトラブルに対する対応、是正活動、水平展開もその確認対象に含んでおります。 また、新たな検査制度を運用するための人員の拡充についても、今後、詳細に検討してまいります。
19	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 5.	新たな検査制度における検査官は、従来以上にその役割が重要となる。 よって、具体的な資格、教育、訓練、評価を規制委員会規則に定め、その趣旨を法律に記載し、原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の検査官としての要件、検査官の実施すべき役割、実務経験、公的資格、教育実績を明確化することで、検査官の力量が確実に維持されると考える。	検査官として必要となる力量の維持・向上については、検査官を育成するための研修や能力の確認の仕組み等を、今後、詳細に検討してまいります。 御指摘中の「その趣旨を法律に記載し、」の意味するところが不明ですが、上記の内容については、原子力規制委員会規則以下の文書で明確にいたします。
25	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 5.	IRRSミッション報告書においては、検査官の検査、関連する評価、意思決定に係る能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練を改善すべきと指摘されている。 包括的な監視・評価の仕組みの中で、検査官が安全上のリスク重要度に応じて本質を捉えた問題点を発掘するためには、検査官の力量向上は必須である。 検査官に対しては、原子力の高度な専門性と多くの現場経験が必要とされるとともに、高い倫理観と使命感、科学的、技術的、合理的判断に基づいた識見が要求されることから、現在検討されている検査官の育成に係る教育・訓練機関の整備や教育プログラムについては、このような観点で見直しを進めるべきである。 (22ページ: VIの5.、23ページ)	検査官の力量向上のための研修の充実や力量の確認について、御指摘いただいた点を考慮して、今後、詳細に検討してまいります。
28	【VI運用に向けて詳細を定めるべき事項】 5.	検査官が事業者が行った検査が妥当か否か判断するためには、検査官自身が検査を行う能力を有する必要がある。 (先般、前原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏が関西電力大飯原子力発電所の基準地震動について、現在使用されている入倉・三宅式では過小評価となる恐れがあることから、武村式での再計算を原子力規制委員会に求めたが、規制庁職員はもともと審査において、関西電力の基準地震動の計算過程を把握しておらず、計算を再現できないことが判明した。自らその計算が妥当かどうか計算もせずに事業者の基準地震動を容認していたのであり、原子力規制に一層の不信と疑念を抱かざるを得ない。) 検査においても、検査官が事業者の実施した検査過程を十分に検証する能力の確保及び検査官によるダブルチェックの検査があって初めて、原子力規制への信頼を担保できるものとする。 (P14: IVの1. 2行目その際～)	検査官の力量向上のための研修の充実や力量の確認については、御指摘いただいた点を考慮して、今後、詳細に検討してまいります。
9	【VII今後のスケジュール】	試運用について、具体的にどのような方法で実施するのか。 検討チーム会合の中で「完全なものにしてスタートするより、まず始めて作り込んでいく」旨の発言がありましたが、その過程でこれまでより検査が緩いことは有ってはならず、新しい検査方式がこれまでより安全であることが証明されるまで、従来の方式も併用して確認していく必要が有ると考えます。 (24ページ: VII5.)	試運用の具体的な実施方法については、今後、詳細に検討してまいります。 なお、新たな検査制度の本格的運用は、法律改正から3年後を予定しており、それまでは現行の検査制度による検査を継続し、試運用を並行的に実施することを想定しております。
25	【VII今後のスケジュール】	原子炉等規制法の大きな改正が見込まれるように、大幅な制度変更を伴う新たな検査制度への移行にあたっては、制度運用の実務を担う現場において過度な負担や混乱が生じないよう、規制要求や規制手続き等の今後の詳細設計に万全を期すとともに、パイロットプラントでの試運用を含めた十分な準備期間を設けるべきである。 また、今後の運用ガイド等の策定にあたっては、現場労働者の視点も考慮し、パイロットプラントでの試運用及び検査判定等に対する納得感が得られるよう、丁寧な説明、用語の使い方を一つをとっても誤解の生じない表現にすることにより、原子力施設の職場に新制度の考え方が浸透するように十分配慮すべきである。	現在進めている検査制度見直しのための詳細検討においては、適時、事業者面談等にて情報を共有してきているところです。今後、運用ガイドの整理等を行った後、試運用を行うこととしており、新たな制度の円滑な導入・実施が実現するよう進めてまいります。
15	【用語集】	中間取りまとめ内にある「～等」の表現について、用語集の中で、どのような範囲を示すのか定義しておく必要があると考える。 P16 1.(1)の「プロセス等」の「等」についても具体的に記載したほうが共通認識をもって今後検討が進められると考える。	新たな検査制度では、事業者の保安活動全般にわたる状態を対象とすることとしております。検査の対象範囲や検査の観点をあらかじめ確定的、限定的に明示することは、これまでの制度に対する指摘である規範的な検査となる状況を招来しかねないことから、全体の方向性を示す現段階では、あえて「等」を用いております。

意見番号 (参考1参照)	項目	意見の概要	意見に対する回答・対応
9 26	【全般】	<ul style="list-style-type: none"> ・2頁の脚注の「条項」：後段の記載において、法律、政令、規則等のどの条項を指しているのかについての記載が漏れてるものが多数見受けられるので追記が必要です。(例えば図2では法令名が明示されているが他の箇所では記載が漏れている) ・3頁のローマ数字2の2. の「1997年」等：1頁等の記載と同様に、元号で記載(または元号を併記)したほうが時系列の理解が容易になると思います。 ・図2、図3、図4、図6の条名の番号は本文、図1と同様に算用数字で記載したほうが見やすいです。(参考資料2-1、参考資料2-2についても同様) ・5頁の図2の「炉規法」：定義された略語で「原子炉等規制法」と記載すべきところですが。 ・5頁の図2の「核燃料施設等」：26頁の用語集での定義と施設名の一部が整合していません。 ・5頁の図3、6頁の図4の「NRA」とは何を指しているのですか？ ・6頁の図4の「溶接方法認可(十六条)」は「溶接方法認可(第十六条)」と修正すべきです。 ・7頁の図7の「保安調査」：定義、説明の記載が漏れています。 ・7頁の図7の「約3か月」と「13か月」は「カ」と「か」についての記載の統一が必要です。 ・9頁の2. (1)の5行目「抜打打的」と15頁の最終行「抜き打打的」は記載の統一が必要です。 ・15頁の4行目の「被規制者」と「事業者」の文言の違いは何を意味しているのですか？ ・23頁の最下行から上に1行目、24頁の2行目「NRC」：用語集での記載に倣って「米国NRC」のほうが理解しやすいと思います。 ・参考資料1-4の記載箇所の一部に下線を引いたのは何を意味しているのですか？ ・参考資料1-5の下線は必要ないのでは？(欄中の記載の全てに引かれているので) ・参考資料1-5のクレジットの「課題への対応」については表中に該当する記載が漏れているのでは？(「課題」についての記載欄はありますが) ・IX.用語集(P28)コーナーストーンとは7つの基本分野のことを指すと考えますが、記載されている内容はコーナーストーンの説明と言うより、コーナーストーンの使われ方になっているため、修正が必要です。 	御指摘いただきました箇所について、修正可能な箇所について見直します。
29	【全般】	検査官の能力向上・維持、独立・公平性の担保、検査結果の公表及びパブリックコメント実施について確実に制度的な保障を行うよう強く求める。	御指摘いただいた点について、御趣旨を踏まえて、今後、詳細に検討してまいります。
8-1	【その他】	現在の規制庁のパブコメに対する回答・処置は、コメントに対するものと言うより自らの理論を再度押し付ける事例が数多く見られ、広く一般の意見を取り入れる有効な手段になっていないと考える。今回のパブコメも指摘が有ったものはコメントに対応した回答、処置を行い、再度パブコメを募集して欲しい。	本件については、パブリックコメントの在り方に関するものであり、今後の参考にさせていただきます。